

美浜発電所第3号機
高浜発電所第1,2,3,4号機
火災感知器増設に係る
設計及び工事計画認可申請

コメント回答について

2022年9月
関西電力株式会社

<9/16 ヒアリングコメントNo.14>

- 今後は全体像と進捗が確認できるようにすること。

<回答>

全体像として「設工認審査における設工認審査スケジュール案」及び「説明の観点整理表」を資料-2に示す。

<9/16 ヒアリングコメントNo.13,2>

- 先行プラントと変更がない設計については、提示可能なものから順次示すこと。
- 補足説明資料について、設計に変更がない箇所については、先行プラントの記載に合わせること。

<回答>

各火災区域及び火災区画における火災感知器設計の一覧を添付－1に示す。

また、設計基準を適用するエリアの火災感知器設計及び変更の有無については、資料－2の別紙のとおり。

今後は、T 3 4 を代表して個別エリア（「高天井エリア」、「放射線量が高い場所を含むエリア」、「水蒸気が多量に滞留するエリア」、「屋外エリア」、「屋外に準ずるエリア」、「設置許可添付書類八で火災感知器を設置しないとしたエリア」）の火災感知器設計について補足説明資料を用いて説明し、M 3、T 1 2 については、その後、T 3 4との相違点に主眼をおいて説明予定。

今回、提示可能なものとして「放射線量が高い場所を含むエリア」に係る補足説明資料を、先行プラントとの差異を赤字として提出する。（資料－4）

<9/16 ヒアリングコメントNo.1>

- 中央制御室で適切に監視できる設計について、別途説明すること。

<回答>

火災受信機盤の構成を添付ー2に示す。

中央制御室の火災受信機盤を増設又は更新することにより、すべての火災感知器を中央制御室にて監視できる設計としている。また、附属建屋（緊急時対策所、固体廃棄物庫等）については、総合操作盤を新設することにより監視できる設計としている。

美浜3号機では、消火設備用感知器を一部流用する設計とするため、専用の火災受信機盤を中央制御室に設置する。

また、No.1～3の火災受信機盤は中央制御室内の近接した場所に設置する計画であり、監視性への問題はない。（先行大飯の火災受信機盤は離れた配置であったため、火災感知器の信号を総合操作盤へ集約する設計としているが、後続プラントでは監視性を考慮し、隣接した配置としている。）

今後、補足説明資料に反映する。

<9/16 ヒアリングコメントNo.3>

- ▶ 火災感知器の設置方法のフローの「火災感知器を設置できる排気ダクトはあるか？」について、適正化すること。

<回答>

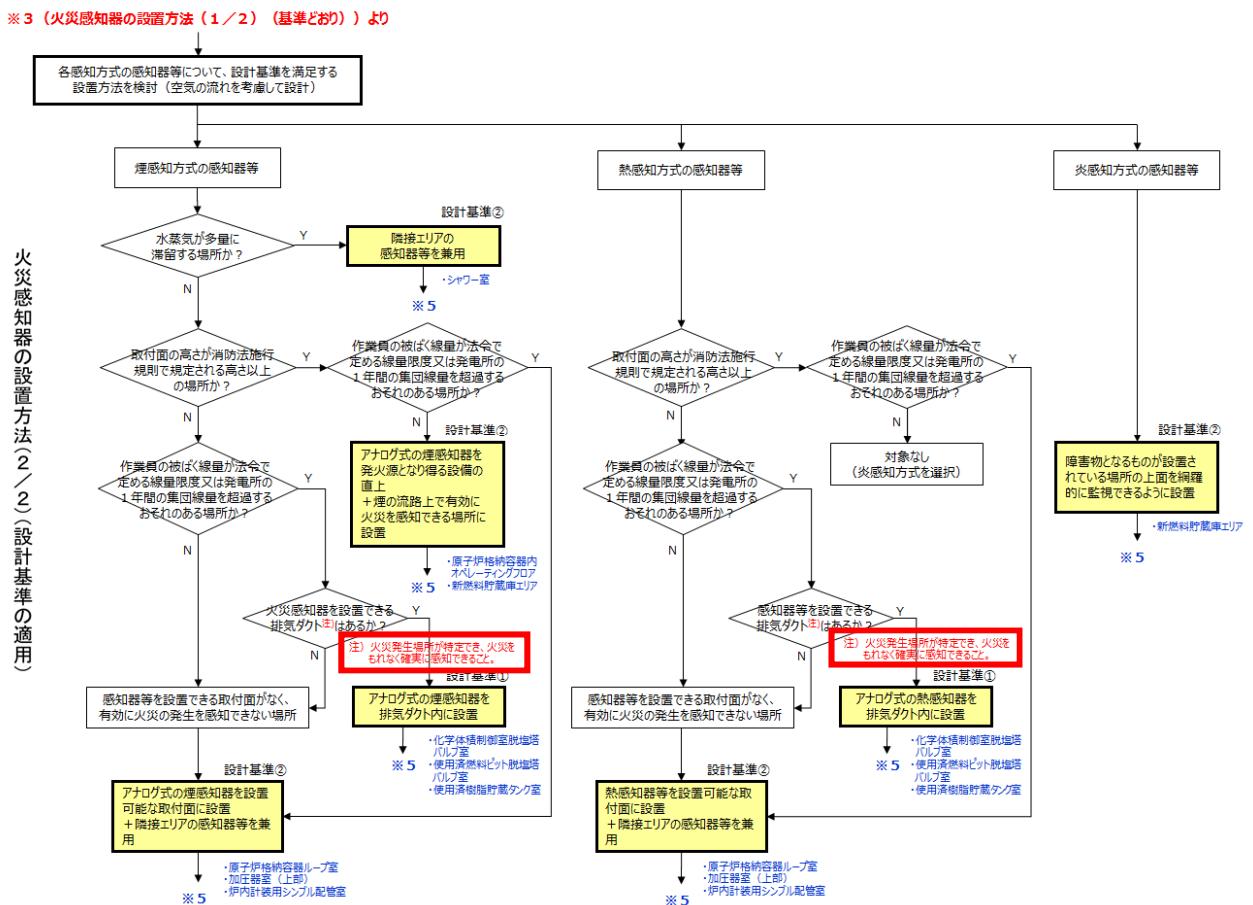
火災感知器の全体設計フローを以下に示す。

アナログ式の煙・熱感知器を排気ダクト内に設置する上で考慮すべき事項として、フロー内に「火災発生場所が特定でき、火災をもれなく確実に感知できること。」の注記を追加した。

今後、補足説明資料に反映する。

火災区域又は火災区画における火災感知器の選定から設置までの全体設計フロー（3／3）

4



<9/16 ヒアリングコメントNo.4>

検証の説明については、排気ファンの運転状況を記載すること。

<回答>

検証試験時の排気ファンの運転状況を記載した上で、検証結果を補足説明資料に反映する。

記載内容を以下に示す。

[検証結果]

a. 実施日時

2022年8月18日 (木) 17:40～18:50
(被ばくを考慮し、試験時間のみ屋内立入りにて対応)

b. 場所

高浜発電所4号機 C再生熱イオン交換器室

c. 実施方法

○手順：脱塩塔室内でスモークマシンにより煙を発生し、
煙の挙動（上昇、滞留、拡散等）、
隣接エリアへ向かう煙の流れの有無を検証。

○排気ファンの運転状況：運転中（補助建屋排気ファン）

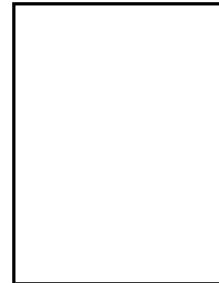
○煙の発生場所：入口部と奥側の2箇所

○煙の発生時間：3分間

[検証風景]



脱塩塔室内（煙発生）



上部開口部（煙流出）

e. 検証結果

- ・排気ダクトによる排気の流れはあるものの、煙が天井面に滞留する状況になれば、煙は開口部を通して隣接エリアに流れることを確認できた。
- ・煙発生位置（入口部と奥側）による煙挙動の相違はなかった。

d. 考察

- ・火災規模が小さく煙の発生が少ない場合は排気ダクトから排気されるが、火災の進展により天井面まで煙が上昇する状況になった場合は、時間の経過とともに上部の開口部から隣接エリアへ流れ込み、隣接エリアに基準どおりに設置した火災感知器により火災の感知は可能と評価できる。また、熱についても煙と同様の流れになると考える。

枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。

<9/16 ヒアリングコメントNo.6>

- 兼用する火災感知器を設置している隣接する場所が同一火災区域内か、火災区画内か、火災区画外となるのか説明すること。

<回答>

隣接エリアに設置する火災感知器を兼用する設計とする場所のうち、M 3 の A / B 冷却材脱塩塔室は別の火災区画であるため、今後、火災発生防止、消火及び影響軽減の設計に影響のないことを評価の上、火災区画の見直しを行う予定。

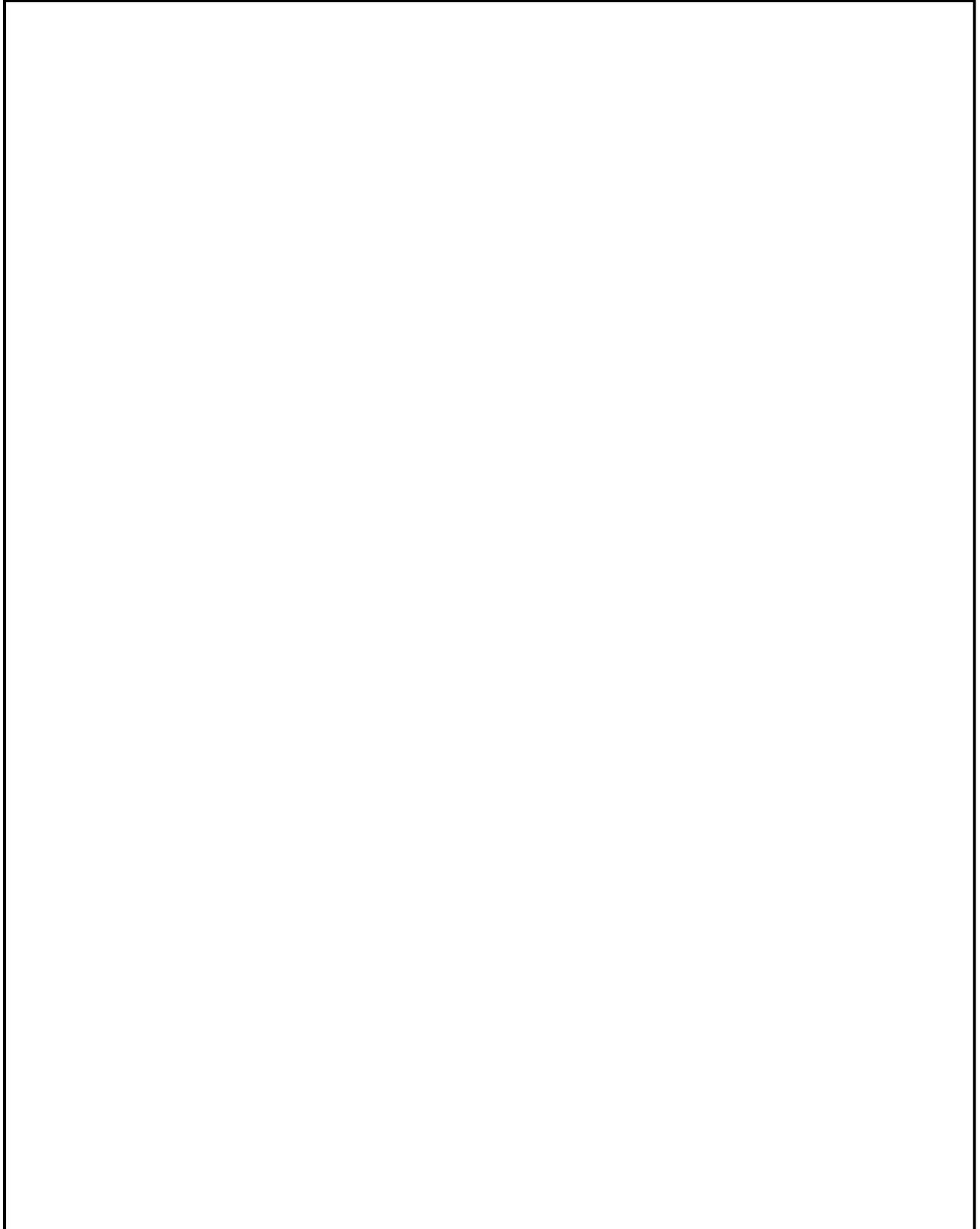
その他の M 3 : 3 箇所、T 1 2 : 2 2 箇所、及び T 3 4 : 5 0 箇所については、同一火災区画であることを確認した。

隣接エリアに設置する火災感知器を兼用する設計とするエリアの一覧、及び美浜 3 号機冷却材脱塩塔室の火災区画見直し案を以下に示す。

【対象エリア一覧】

美浜 3 号機		高浜 1 号機	高浜 2 号機	高浜 3 号機	高浜 4 号機
①	A/B 冷却材脱塩塔室	① A/B 冷却材脱塩塔室	① A/B 冷却材脱塩塔室	① A/B 冷却材混床式脱塩塔室	① A/B 冷却材混床式脱塩塔室
	燃料ピット脱塩塔室	② 燃料ピット脱塩塔室	② 燃料ピット脱塩塔室	② A/B 使用済燃料ピット脱塩塔室	② A/B 使用済燃料ピット脱塩塔室
	A/B 蒸りゅう液脱塩塔室	③ A/B 蒸りゅう液脱塩塔室	③ A/B 蒸りゅう液脱塩塔室	廃液蒸りゅう水脱塩塔室	廃液蒸りゅう水脱塩塔室
	A/B 脱ほう素塔室	④ A/B 脱ほう素塔室	④ A/B 脱ほう素塔室	③ A/B ほう酸回収装置 混床式脱塩塔室	③ A/B ほう酸回収装置 混床式脱塩塔室
	冷却材カチオン塔室	⑤ 冷却材カチオン塔室	⑤ 冷却材カチオン塔室	④ 冷却材陽イオン脱塩塔室	④ 冷却材陽イオン脱塩塔室
	A/B/C ホールドアップタンク カチオン塔室	⑥ A/B/C ホールドアップ タンクカチオン塔室	⑥ A/B/C ホールドアップ タンクカチオン塔室	⑤ A/B/C/D 再生熱 イオン交換器室	⑤ A/B/C/D 再生熱 イオン交換器室
②	燃料ピットフィルタ室	燃料ピットフィルタ室	燃料ピットフィルタ室	⑥ 使用済スルースフィルタ室	⑥ 使用済スルースフィルタ室
	燃料ピットスキマフィルタ室	スキマフィルタ室	スキマフィルタ室	⑦ 使用済燃料ピットスキマ フィルタ室	⑦ 使用済燃料ピットスキマ フィルタ室
	冷却材フィルタ室	冷却材フィルタ室	冷却材フィルタ室	⑧ A/B 冷却材脱塩塔 入口フィルタ室	⑧ A/B 冷却材脱塩塔 入口フィルタ室
	キャビティフィルタ室	キャビティ净化フィルタ室	キャビティ净化フィルタ室	⑨ 冷却材フィルタ室	⑨ 冷却材フィルタ室
	A/B 封水注入フィルタ室	A/B 封水注入フィルタ室	A/B 封水注入フィルタ室	⑩ 原子炉キャビティフィルタ室	⑩ 原子炉キャビティフィルタ室
	蒸りゅう液フィルタ室	蒸りゅう液フィルタ室	蒸りゅう液フィルタ室	⑪ A/B 封水注入フィルタ室	⑪ A/B 封水注入フィルタ室
	ほう酸濃縮液フィルタ室	ほう酸濃縮液フィルタ室	ほう酸濃縮液フィルタ室	⑫ ほう酸濃縮液フィルタ室	⑫ ほう酸濃縮液フィルタ室
	イオン交換器フィルタ室	イオン交換器フィルタ室	イオン交換器フィルタ室	⑬ A/B ほう酸回収装置 脱塩塔フィルタ室	⑬ A/B ほう酸回収装置 脱塩塔フィルタ室
	封水フィルタ室	封水フィルタ室	封水フィルタ室	⑭ 封水フィルタ室	⑭ 封水フィルタ室
③	A/B 廃液ホールド アップタンク室	廃液フィルタ室	廃液フィルタ室	⑮ A/B 廃液フィルタ室	⑮ A/B 廃液フィルタ室
	-	-	-	A/B プローダウン脱塩塔室	A/B プローダウン脱塩塔室

【火災区画図（見直し案）】



以 上

枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。

柱囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。

高浜3号機 各火災区域及び区画の感知器設計について (1/8) (屋内)

No.	火災区域(区画)名称	区分	区域区画番号	エリア	環境条件	感知器等設計
1	火災区画			—	消防法施行規則通り設置	
2	火災区画			—	消防法施行規則通り設置	
3	火災区画			—	消防法施行規則通り設置	
4	火災区画			—	消防法施行規則通り設置	
5	火災区画			—	消防法施行規則通り設置	
6	火災区画			—	消防法施行規則通り設置	
7	火災区画			—	消防法施行規則通り設置	
8	火災区画			—	消防法施行規則通り設置	
9	火災区画			—	消防法施行規則通り設置	
10	火災区画			—	消防法施行規則通り設置	
11	火災区画			—	消防法施行規則通り設置	
12	火災区画			—	消防法施行規則通り設置	
13	火災区画			—	消防法施行規則通り設置	
14	火災区画			—	消防法施行規則通り設置	
15	火災区画			—	消防法施行規則通り設置	
16	火災区画			—	感知器を設置しない設計	
17	火災区画			—	消防法施行規則通り設置	
18	火災区画			—	使用済燃料ピット脱塩塔室 冷却材陽イオン脱塩塔室 ほう酸回収装置混合式脱塩塔 冷却材混合式脱塩塔室 再生熱イオン交換器室	木 木 木 木 木
				上記以外		消防法施行規則通り設置

枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。

(屋内) 感知装置(2/8)について(2/8)

No.	火災区域(区画)名称	区分	区域区画番号	エリア	環境条件	感知器等設計
19	火災区画			—	—	消防法施行規則通りの設置
20	火災区画			—	—	消防法施行規則通りの設置
21	火災区画			—	—	消防法施行規則通りの設置
22	火災区画			—	—	消防法施行規則通りの設置
23	火災区域 燃料取蓄用水タンクエリア	イ		設計基準②を満足する設計		
24	火災区画			—	—	消防法施行規則通りの設置
25	火災区画			—	—	消防法施行規則通りの設置
26	火災区画			—	—	消防法施行規則通りの設置
27	火災区画 ほう酸回収装置脱塩塔フィルタ室 使用済みスルースフィルタ室 原子炉キャビティフィルタ室 使用済燃料ピットスキマフィルタ室 ほう酸濃縮液フィルタ室 冷却材脱塩塔入ロフィルタ室 冷却材フィルタ室 封水フィルタ室 封水注入フィルタ室 上記以外			木	木	設計基準②を満足する設計
28	火災区画			—	—	消防法施行規則通りの設置
29	火災区画			—	—	消防法施行規則通りの設置
30	火災区画			—	—	消防法施行規則通りの設置

柱囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。

高浜 3 号機 各火災区域及び区画の感知器設計について (3/8) (屋内)

No.	火災区域(区画)名称	区分	区域区画番号	エリア	環境条件	感知器等設計
31	火災区画			—	消防法施行規則通り設置	
32	火災区画			—	消防法施行規則通り設置	
33	火災区画			—	消防法施行規則通り設置	
34	火災区画			—	消防法施行規則通り設置	
35	火災区画			—	感知器を設置しない設計	
36	火災区画			—	消防法施行規則通り設置	
37	火災区画			—	消防法施行規則通り設置	
38	火災区画			—	消防法施行規則通り設置	
39	火災区画			—	消防法施行規則通り設置	
40	火災区画			—	消防法施行規則通り設置	
41	火災区画			—	消防法施行規則通り設置	
42	火災区画			—	消防法施行規則通り設置	
43	火災区画			—	消防法施行規則通り設置	
44	火災区画			—	消防法施行規則通り設置	
45	火災区画			—	消防法施行規則通り設置	
46	火災区画			—	消防法施行規則通り設置	
47	火災区画			—	消防法施行規則通り設置	
48	火災区画			—	消防法施行規則通り設置	
49	火災区画			—	消防法施行規則通り設置	
50	火災区画			—	消防法施行規則通り設置	
51	火災区画			—	消防法施行規則通り設置	
52	火災区画			—	消防法施行規則通り設置	

柱囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。

高浜 3 号機 各火災区域及び区画の感知器設計について (4/8) (屋内)

No.	火災区域(区画)名称	区分	区域区画番号	エリア	環境条件	感知器等設計
53	火災区画			—	—	消防法施行規則通り設置
54	火災区画			—	—	消防法施行規則通り設置
55	火災区画			—	—	消防法施行規則通り設置
56	火災区画			—	—	消防法施行規則通り設置
57	火災区画			—	—	消防法施行規則通り設置
58	火災区画			—	—	消防法施行規則通り設置
59	火災区画			—	—	消防法施行規則通り設置
60	火災区画			—	—	消防法施行規則通り設置
61	火災区域			—	—	消防法施行規則通り設置
62	火災区域		上記以外	—	—	消防法施行規則通り設置
63	火災区域			—	—	消防法施行規則通り設置
64	火災区画			—	—	消防法施行規則通り設置
65	火災区域			—	—	消防法施行規則通り設置
66	火災区域			—	—	消防法施行規則通り設置
67	火災区画			—	—	消防法施行規則通りに設置
68	火災区画			—	—	消防法施行規則通りに設置
69	火災区画			—	—	消防法施行規則通りに設置
70	火災区画			—	—	消防法施行規則通りに設置
71	火災区画			—	—	消防法施行規則通りに設置
72	火災区画			—	—	消防法施行規則通りに設置
73	火災区画			—	—	消防法施行規則通りに設置

柱囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。

高浜 3 号機 各火災区域及び区画の感知器設計について (5/8) (屋内)

No.	火災区域(区画)名称	区分	区域区画番号	エリア	環境条件	感知器等設計
74	火災区画			—	—	消防法施行規則通りに設置
75	火災区画		シャワー室	ハ	—	設計基準②を満足する設計
76	火災区画		上記以外	—	—	消防法施行規則通りに設置
77	火災区画		—	—	—	消防法施行規則通りに設置
78	火災区画		—	—	—	消防法施行規則通りに設置
79	火災区画		—	—	—	消防法施行規則通りに設置
80	火災区画		—	—	—	消防法施行規則通りに設置
81	火災区画		—	—	—	消防法施行規則通りに設置
82	火災区画		—	—	—	消防法施行規則通りに設置
83	火災区画		—	—	—	消防法施行規則通りに設置
84	火災区画		—	—	—	消防法施行規則通りに設置
85	火災区画		—	—	—	消防法施行規則通りに設置
86	火災区画		—	—	—	消防法施行規則通りに設置
87	火災区画		—	—	—	消防法施行規則通りに設置
88	火災区画		—	—	—	消防法施行規則通りに設置
89	火災区画		—	—	—	消防法施行規則通りに設置
90	火災区画		—	—	—	消防法施行規則通りに設置
91	火災区画		—	—	—	消防法施行規則通りに設置
92	火災区画		—	—	—	消防法施行規則通りに設置
93	火災区画		—	—	—	消防法施行規則通りに設置
94	火災区画		—	—	—	消防法施行規則通りに設置

柱囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。

高浜 3 号機 各火災区域及び区画の感知器設計について (6/8) (屋内)

No	火災区域(区画)名称	区分	区域区画番号	エリア	環境条件	感知器等設計
95	火災区画			—	—	消防法施行規則通りに設置
96	火災区画			—	—	消防法施行規則通りに設置
97	火災区画			—	—	消防法施行規則通りに設置
98	火災区画			—	—	消防法施行規則通りに設置
99	火災区画			—	—	消防法施行規則通りに設置
100	火災区画			—	—	消防法施行規則通りに設置
101	火災区画			—	—	消防法施行規則通りに設置
102	火災区画			—	—	消防法施行規則通りに設置
103	火災区画			—	—	消防法施行規則通りに設置
104	火災区画			—	—	消防法施行規則通りに設置
105	火災区画			—	—	消防法施行規則通りに設置
106	火災区画			—	—	消防法施行規則通りに設置
107	火災区画			—	—	消防法施行規則通りに設置
108	火災区画			—	—	消防法施行規則通りに設置
109	火災区画			—	—	消防法施行規則通りに設置
110	火災区画			—	—	消防法施行規則通りに設置
111	火災区画			—	—	消防法施行規則通りに設置
112	火災区画			—	—	消防法施行規則通りに設置
113	火災区画			—	—	消防法施行規則通りに設置
114	火災区画			—	—	消防法施行規則通りに設置
115	火災区画			—	—	消防法施行規則通りに設置
116	火災区画			—	—	消防法施行規則通りに設置

柱囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。

高浜 3 号機 各火災区域及び区画の感知器設計について (7/8) (屋内)

	火災区域(区画)名称	区分	区域区画番号	エリア	環境条件	感知器等設計
117	火災区画			アニラスエリア	イ	設計基準②を満足する設計
				原子炉格納容器ルーブ室	二	
				加圧器室	イ	設計基準②を満足する設計
118	火災区画			原子炉格納容器オペレーティングプロ	イ	
				インコモニタazzi室	二、ホ	
				上記以外	一	消防法施行規則通りに設置
					一	消防法施行規則通りに設置
119	火災区画				一	消防法施行規則通りに設置
120	火災区画				一	消防法施行規則通りに設置
121	火災区画				一	消防法施行規則通りに設置
122	火災区画				一	消防法施行規則通りに設置
123	火災区画				一	消防法施行規則通りに設置
124	火災区域				一	消防法施行規則通りに設置
125	火災区域				一	消防法施行規則通りに設置
126	火災区域				一	消防法施行規則通りに設置
127	火災区域				一	消防法施行規則通りに設置
128	火災区域				一	消防法施行規則通りに設置
129	火災区域				一	消防法施行規則通りに設置
130	火災区域				一	消防法施行規則通りに設置
131	火災区域				一	消防法施行規則通りに設置

枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。

高浜 3 号機 各火災区域及び区画の感知器設計について (8/8) (屋外)

No.	火災区域(区画)名称	区分	区域区画番号	エリア	環境条件	感知器等設計
132	火災区域			—	火災防護上重要な機器等、重大事故等対処施設及び発火源となり得る設備を全体的に監視できるよう感知器等を設置	
133	火災区域			—	火災防護上重要な機器等、重大事故等対処施設及び発火源となり得る設備を全体的に監視できるよう感知器等を設置	
134	火災区域			—	感知器等を油火災の早期感知に有効な取付場所に設置	
135	火災区域			—	感知器等を油火災の早期感知に有効な取付場所に設置	
136	火災区域			—	火災防護上重要な機器等、重大事故等対処施設及び発火源となり得る設備を全体的に監視できるよう感知器等を設置	

環境条件	
イ	取付面の高さが消防法施行規則第23条第4項で規定される高さ以上の場所
ロ	障害物等により有効に火災の発生を感知できない場所
ハ	水蒸気が多量に滞留する場所
ニ	感知器等を設置できる取付面がなく、有効に火災の発生を感知できない場所
ホ	放射線作業の計画段階において、感知器等の設置又は保守点検時ににおける作業員の個人線量及び集団線量が、法令で定める線量限度を超過する又は発電所の1年間の集団線量を超過するおそれのある場所

柱囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。

美浜 3 号機 各火災区域及び区画の感知器設計について (1/7) (屋内)

No.	火災区域(区画)名称	区分	区域区画番号	エリア	環境条件	感知器等設計
1	火災区画			—	消防法施行規則通り設置	
2	火災区画			—	消防法施行規則通り設置	
3	火災区画			—	消防法施行規則通り設置	
4	火災区画			—	消防法施行規則通り設置	
5	火災区画			—	消防法施行規則通り設置	
6	火災区画			—	消防法施行規則通り設置	
7	火災区画			—	消防法施行規則通り設置	
8	火災区画			—	消防法施行規則通り設置	
9	火災区画			—	消防法施行規則通り設置	
10	火災区画			—	消防法施行規則通り設置	
11	火災区画			—	消防法施行規則通り設置	
12	火災区画			—	消防法施行規則通り設置	
13	廃油貯蔵タンクエリア			—	感知器を設置しない設計	
14	1 次系ケーブルチエイス			上記以外	—	消防法施行規則通り設置
15				—	—	設計基準②を満足する設計
16	廃液ホールドタンク室			木	—	消防法施行規則通り設置
17	火災区画			—	—	消防法施行規則通り設置
18	火災区画			—	—	消防法施行規則通り設置
19	火災区画			—	—	消防法施行規則通り設置

柱囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。

美浜 3 号機 各火災区域及び区画の感知器設計について (2/7) (屋内)

No.	火災区域(区画)名称	区分	区域区画番号	エリア	環境条件	感知器等設計
20	火災区画			—	消防法施行規則通り設置	
21	火災区画			—	消防法施行規則通り設置	
22	火災区画		廃樹脂タンクエリア	—	感知器を設置しない設計	
23	火災区画		上記以外	—	消防法施行規則通り設置	
24	火災区画			—	消防法施行規則通り設置	
25	火災区画			—	消防法施行規則通り設置	
26	火災区画			—	消防法施行規則通り設置	
27	火災区画			—	消防法施行規則通り設置	
28	火災区画			—	消防法施行規則通り設置	
29	火災区画			—	消防法施行規則通り設置	
30	火災区画			—	消防法施行規則通り設置	
31	冷却材脱塩塔室	木	新燃料貯蔵庫エリア	イ、ロ	設計基準②を満足する設計	
32	火災区画		上記以外	—	設計基準②を満足する設計	
33	火災区画			—	消防法施行規則通り設置	
34	火災区画			—	消防法施行規則通り設置	
35	火災区画			—	消防法施行規則通り設置	
36	火災区画			—	消防法施行規則通り設置	
37	火災区画			—	消防法施行規則通り設置	

柱囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。

美浜 3 号機 各火災区域及び区画の感知器設計について (3/7) (屋内)

No.	火災区域(区画)名称	区分	区域区画番号	エリア	環境条件	感知器等設計
38	火災区画			—	消防法施行規則通り設置	
39	火災区画			—	消防法施行規則通り設置	
40	火災区画			—	消防法施行規則通り設置	
41	火災区画			—	消防法施行規則通り設置	
42	シャワー室	八		—	設計基準②を満足する設計	
43	火災区画			—	消防法施行規則通り設置	
44	火災区画			—	消防法施行規則通り設置	
45	火災区画			—	消防法施行規則通り設置	
46	火災区画			—	消防法施行規則通り設置	
47	火災区画			—	消防法施行規則通り設置	
48	火災区画			—	消防法施行規則通り設置	
49	火災区画			—	消防法施行規則通り設置	
50	火災区画			—	消防法施行規則通り設置	
51	火災区画			—	消防法施行規則通り設置	
52	火災区画			—	消防法施行規則通り設置	
53	火災区画			—	消防法施行規則通り設置	
54	火災区画			—	消防法施行規則通り設置	
55	火災区画			—	消防法施行規則通り設置	
56	火災区画			—	消防法施行規則通りに設置	
57	火災区画			—	消防法施行規則通りに設置	
58	火災区画			—	消防法施行規則通りに設置	

枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。

機械3号棟裏火災の感知装置計画について(4/7)

柱囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。

美浜 3 号機 各火災区域及び区画の感知器設計について (5/7) (屋内)

No.	火災区域(区画)名称	区分	区域区画番号	エリア	環境条件	感知器等設計
77	火災区画			—	—	消防法施行規則通りに設置
78	火災区画			—	—	消防法施行規則通りに設置
79	火災区画			—	—	消防法施行規則通りに設置
80	シャワー室	八			設計基準②を満足する設計+	
81	火災区画			—	—	消防法施行規則通りに設置
82	火災区画			—	—	消防法施行規則通りに設置
83	火災区画			—	—	消防法施行規則通りに設置
84	火災区画			—	—	消防法施行規則通りに設置
85	火災区画			—	—	消防法施行規則通りに設置
86	火災区画			—	—	消防法施行規則通りに設置
87	火災区画			—	—	消防法施行規則通りに設置
88	火災区画			—	—	消防法施行規則通りに設置
89	火災区画			—	—	消防法施行規則通りに設置
90	火災区画			—	—	消防法施行規則通りに設置
91	火災区画			—	—	消防法施行規則通りに設置
92	火災区画			—	—	消防法施行規則通りに設置
93	火災区画			—	—	消防法施行規則通りに設置
94	火災区画			—	—	消防法施行規則通りに設置
95	火災区画			—	—	消防法施行規則通りに設置
96	火災区画			—	—	消防法施行規則通りに設置
97	火災区画			—	—	消防法施行規則通りに設置

柱囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。

美浜 3 号機 各火災区域及び区画の感知器設計について (6/7) (屋内)

No.	火災区域(区画)名稱	区分	区域区画番号	エリア	環境条件	感知器等設計
98	火災区画			—	—	消防法施行規則通りに設置
99	火災区画			—	—	消防法施行規則通りに設置
100	火災区画			—	—	感知器を設置しない設計 廃樹脂供給タフエリア
101	火災区画			—	—	消防法施行規則通りに設置
102	火災区画			—	—	消防法施行規則通りに設置
103	火災区画			—	—	消防法施行規則通りに設置
104	シャワー室	ハ		設計基準②を満足する設計		
	火災区画	上記以外		—	消防法施行規則通りに設置	
105	火災区画			—	消防法施行規則通りに設置	
106	火災区画			—	消防法施行規則通りに設置	
107	火災区画			—	消防法施行規則通りに設置	
108	火災区画			—	消防法施行規則通りに設置	
109	火災区域			—	消防法施行規則通りに設置	
110	火災区域			—	消防法施行規則通りに設置	
111	火災区域			—	消防法施行規則通りに設置	
112	火災区域			—	消防法施行規則通りに設置	
113	火災区域			—	消防法施行規則通りに設置	
114	火災区域			—	消防法施行規則通りに設置	
115	火災区域			—	消防法施行規則通りに設置	
116	火災区域			—	消防法施行規則通りに設置	

枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。

美浜 3 号機 各火災区域及び区画の感知器設計について (7/7) (屋外)

No.	火災区域(区画)名称	区分	区域区画番号	エリア	環境条件	感知器等設計
117	火災区域	火災区域		—	—	火災防護上重要な機器等、重大事故等対処施設及び発火源となり得る設備を全体的に監視できるよう感知器等を設置
118	火災区域	火災区域		—	—	火災防護上重要な機器等、重大事故等対処施設及び発火源となり得る設備を全体的に監視できるよう感知器等を設置
119	火災区域	火災区域		—	—	感知器等を油火災の早期感知に有効な取付場所に設置
120	火災区域	火災区域		—	—	火災防護上重要な機器等、重大事故等対処施設及び発火源となり得る設備を全体的に監視できるよう感知器等を設置

環境条件	
イ	取付面の高さが消防法施行規則第23条第4項で規定される高さ以上の場所
ロ	障害物等により有効に火災の発生を感知できない場所
ハ	水蒸気が多量に滞留する場所
ニ	感知器等を設置できる取付け面がなく、有効に火災の発生を感知できない場所
ホ	放射線作業の計画段階において、感知器等の設置又は保守点検時ににおける作業員の個人線量及び集団線量が、法令で定める線量限度を超過する又は発電所の 1 年間の集団線量を超過するおそれのある場所

柱囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。

高浜 1 号機 各火災区域及び区画の感知器設計について (1/8) (屋内)

No.	火災区域(区画)名称	区分	区域区画番号	エリア	環境条件	感知器等設計
1	火災区画			—	—	消防法施行規則通り設置
2	火災区画			—	—	消防法施行規則通り設置
3	火災区画			—	—	消防法施行規則通り設置
4	火災区画			—	—	消防法施行規則通り設置
5	火災区画			—	—	消防法施行規則通り設置
6	火災区画			—	—	消防法施行規則通り設置
7	火災区画			—	—	消防法施行規則通り設置
8	火災区画			—	—	消防法施行規則通り設置
9	火災区画			—	—	消防法施行規則通り設置
10	火災区画			—	—	消防法施行規則通り設置
11	火災区画			—	—	消防法施行規則通り設置
12	火災区画			—	—	消防法施行規則通り設置
13	火災区画			—	—	消防法施行規則通り設置
14	カーブルチャイブエリア				設計基準②を満足する設計	①
15	火災区画			—	—	消防法施行規則通り設置
16	火災区画			—	—	消防法施行規則通り設置
17	火災区画			—	—	消防法施行規則通り設置
18	火災区画			—	—	消防法施行規則通り設置
19	火災区画			—	—	消防法施行規則通り設置
20	火災区画			—	—	消防法施行規則通り設置
21	火災区画			—	—	消防法施行規則通り設置
22	火災区画			—	—	消防法施行規則通り設置

柱囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。

高浜 1 号機 各火災区域及び区域の感知器設計について (2/8) (屋内)

No.	火災区域(区画)名称	区分	区域区画番号	エリア	環境条件	感知器等設計
23		火災区画		—	—	消防法施行規則通り設置
24		火災区画		—	—	消防法施行規則通り設置
25		火災区画		—	—	消防法施行規則通り設置
26		火災区画		—	—	消防法施行規則通り設置
27	廃樹脂タンクエリア			—	—	感知器を設置しない設計
28		火災区画		—	—	消防法施行規則通り設置
29		火災区画		—	—	消防法施行規則通り設置
30		火災区画		—	—	消防法施行規則通り設置
31		火災区画		—	—	消防法施行規則通り設置
32		火災区画		—	—	消防法施行規則通り設置
33	各脱塩塔室		上記以外	—	—	設計基準②を満足する設計
34		火災区画		—	—	消防法施行規則通り設置
35		火災区画		—	—	消防法施行規則通り設置
36		火災区画		—	—	消防法施行規則通り設置
37	新燃料貯蔵庫エリア		上記以外	—	—	イ、ロ 設計基準②を満足する設計
38		火災区画		—	—	消防法施行規則通り設置
39		火災区画		—	—	消防法施行規則通り設置
40		火災区画		—	—	消防法施行規則通り設置
41		火災区画		—	—	消防法施行規則通り設置
42		火災区画		—	—	消防法施行規則通り設置
43		火災区画		—	—	消防法施行規則通り設置

柱囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。

高浜 1 号機 各火災区域及び区画の感知器設計について (3/8) (屋内)

No.	火災区域(区画)名称	区分	区域区画番号	エリア	環境条件	感知器等設計
44	火災区画			—	—	消防法施行規則通り設置
45	火災区画			—	—	消防法施行規則通り設置
46	火災区画			—	—	消防法施行規則通り設置
47	火災区画			—	—	消防法施行規則通り設置
48	火災区画			—	—	消防法施行規則通り設置
49	シャワー室	八		設計基準②を満足する設計		
50	火災区画		上記以外	—	—	消防法施行規則通り設置
51	火災区画			—	—	消防法施行規則通り設置
52	火災区画			—	—	消防法施行規則通り設置
53	火災区画			—	—	消防法施行規則通り設置
54	火災区画			—	—	消防法施行規則通り設置
55	火災区画			—	—	消防法施行規則通り設置
56	火災区画			—	—	消防法施行規則通り設置
57	火災区画			—	—	消防法施行規則通り設置
58	火災区画			—	—	消防法施行規則通り設置
59	火災区画			—	—	消防法施行規則通り設置
60	火災区画			—	—	消防法施行規則通り設置
61	火災区画			—	—	消防法施行規則通り設置
62	火災区画			—	—	消防法施行規則通り設置
63	火災区画			—	—	消防法施行規則通り設置
64	火災区画			—	—	消防法施行規則通り設置

柱囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。

高浜 1 号機 各火災区域及び区画の感知器設計について (4/8) (屋内)

No.	火災区域(区画)名称	区分	区域区画番号	エリア	環境条件	感知器等設計
65	火災区域	火災区域	—	—	消防法施行規則通り設置	
66	火災区域	火災区域	—	—	消防法施行規則通り設置	
67	火災区域	火災区域	—	—	消防法施行規則通り設置	
76	アニラスエリア	アニラスエリア	イ	設計基準②を満足する設計		
77	原子炉格納容器ルーフ室 オペレーティングフロア	原子炉格納容器ルーフ室 オペレーティングフロア	二	設計基準②を満足する設計		
78	加圧器室	加圧器室	イ	設計基準②を満足する設計		
79	インコモニタチエス室	インコモニタチエス室	二、木	設計基準②を満足する設計		
80	上記以外	上記以外				
81	火災区域	火災区域	—	—	消防法施行規則通りに設置	
82	火災区域	火災区域	—	—	消防法施行規則通りに設置	
83	火災区域	火災区域	—	—	消防法施行規則通りに設置	
84	火災区域	火災区域	—	—	消防法施行規則通りに設置	
85	火災区域	火災区域	—	—	消防法施行規則通りに設置	
86	火災区域	火災区域	—	—	消防法施行規則通りに設置	
87	火災区域	火災区域	—	—	消防法施行規則通りに設置	

柱囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。

高浜 1 号機 各火災区域及び区画の感知器設計について (5/8) (屋内)

No.	火災区域(区画)名称	区分	区域区画番号	エリア	環境条件	感知器等設計
88	火災区画			—	—	消防法施行規則通りに設置
89	火災区画			—	—	消防法施行規則通りに設置
90	火災区画			—	—	消防法施行規則通りに設置
91	火災区画			—	—	消防法施行規則通りに設置
92	火災区画			—	—	消防法施行規則通りに設置
93	火災区画			—	—	消防法施行規則通りに設置
94	火災区画			—	—	消防法施行規則通りに設置
95	火災区画			—	—	消防法施行規則通りに設置
96	火災区画			—	—	消防法施行規則通りに設置
97	火災区画			—	—	消防法施行規則通りに設置
98	火災区画			—	—	消防法施行規則通りに設置
99	火災区画			—	—	消防法施行規則通りに設置
100	シャワー室			ハ	—	設計基準②を満足する設計
101	火災区画			—	—	消防法施行規則通りに設置
102	火災区画			—	—	消防法施行規則通りに設置
103	火災区画			—	—	消防法施行規則通りに設置
104	火災区画			—	—	消防法施行規則通りに設置
105	火災区画			—	—	消防法施行規則通りに設置
106	火災区画			—	—	消防法施行規則通りに設置
107	火災区画			—	—	消防法施行規則通りに設置

枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。

高浜 1 号機 各火災区域及び区画の感知器設計について (6/8) (屋内)

No.	火災区域(区画)名稱	区分	区域区画番号	エリア	環境条件	感知器等設計
108	火災区画			—	—	消防法施行規則通りに設置
109	火災区画			—	—	消防法施行規則通りに設置
110	火災区画			—	—	消防法施行規則通りに設置
111	火災区画			—	—	消防法施行規則通りに設置
112	火災区画			—	—	消防法施行規則通りに設置
113	火災区画			—	—	消防法施行規則通りに設置
114	濃縮液タンクエリア	木			設計基準①を満足する設計	
115	火災区画			—	—	消防法施行規則通りに設置
116	火災区画			—	—	消防法施行規則通りに設置
117	火災区画			—	—	消防法施行規則通りに設置
118	火災区画			—	—	消防法施行規則通りに設置
119	火災区画			—	—	消防法施行規則通りに設置
120	廃樹脂供給タンクエリア	—			感知器を設置しない設計	
121	火災区画			—	—	消防法施行規則通りに設置
122	火災区画			—	—	消防法施行規則通りに設置
123	火災区画			—	—	消防法施行規則通りに設置
124	火災区画			—	—	感知器を設置しない設計
125	廃樹脂貯蔵タンクエリア	—			感知器を設置しない設計	
126	火災区画			—	—	消防法施行規則通りに設置
127	火災区画			—	—	消防法施行規則通りに設置
128	火災区画			—	—	消防法施行規則通りに設置
129	火災区画			—	—	消防法施行規則通りに設置

枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。

高浜 1 号機 各火災区域及び区画の感知器設計について (7/8) (屋内)

No.	火災区域(区画)名称	区分	区域区画番号	エリア	環境条件	感知器等設計
130	火災区画			—	—	消防法施行規則通りに設置
131	火災区画			—	—	消防法施行規則通りに設置
132	火災区画			—	—	消防法施行規則通りに設置
133	火災区画			—	—	消防法施行規則通りに設置
134	火災区画			—	—	消防法施行規則通りに設置
135	火災区域			—	—	消防法施行規則通りに設置
136	火災区域			—	—	消防法施行規則通りに設置

柱囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。

高浜 1 号機 各火災区域及び区画の感知器設計について (7/8) (屋外)

No.	火災区域(区画)名称	区分	区域区画番号	エリア	環境条件	感知器等設計
137	火災区域			—	—	火災防護上重要な機器等、重大事故等対処施設及び発火源どなり得る設備を全体的に監視できるよう感知器等を設置
138	火災区域			—	—	火災防護上重要な機器等、重大事故等対処施設及び発火源どなり得る設備を全体的に監視できるよう感知器等を設置
139	火災区域			—	—	火災防護上重要な機器等、重大事故等対処施設及び発火源どなり得る設備を全体的に監視できるよう感知器等を設置
140	火災区域			—	—	感知器等を油火災の早期感知に有効な取付場所に設置
141	火災区域			—	—	火災防護上重要な機器等、重大事故等対処施設及び発火源どなり得る設備を全体的に監視できるよう感知器等を設置

環境条件	
イ	取付面の高さが消防法施行規則第23条第4項で規定される高さ以上の場所
ロ	障害物等により有効に火災の発生を感知できない場所
ハ	水蒸気が多量に滞留する場所
ニ	感知器等を設置できる取付面がなく、有効に火災の発生を感知できない場所
ホ	放射線作業の計画段階において、感知器等の設置又は保守点検時ににおける作業員の個人線量及び集団線量が、法令で定める線量限度を超過する又は発電所の1年間の集団線量を超過するおそれのある場所

枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。

高浜 2 号機 各火災区域及び区画の感知器設計について (1/5) (屋内)

No.	火災区域(区画)名称	区分	区域区画番号	エリア	環境条件	感知器等設計
1		火災区画		—	—	消防法施行規則通り設置
2		火災区画		—	—	消防法施行規則通り設置
3		火災区画		—	—	消防法施行規則通り設置
4		火災区画		—	—	消防法施行規則通り設置
5		火災区画		—	—	消防法施行規則通り設置
6		火災区画		—	—	消防法施行規則通り設置
7		火災区画		—	—	消防法施行規則通り設置
8		火災区画		—	—	消防法施行規則通り設置
9		火災区画		—	—	消防法施行規則通り設置
10		火災区画		—	—	消防法施行規則通り設置
11		火災区画		—	—	消防法施行規則通り設置
12		火災区画		—	—	消防法施行規則通り設置
13		火災区画		カーブルチャイズエリア	設計基準②を満足する設計	②
14		火災区画		—	—	消防法施行規則通り設置
15		火災区画		—	—	消防法施行規則通り設置
16		火災区画		—	—	消防法施行規則通り設置
17		火災区画		—	—	消防法施行規則通り設置
18		火災区画		—	—	消防法施行規則通り設置
19		火災区画		—	—	消防法施行規則通り設置
20		火災区画		—	—	消防法施行規則通り設置
21		火災区画		—	—	消防法施行規則通り設置
22		火災区画		—	—	消防法施行規則通り設置

柱囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。

高浜 2 号機 各火災区域及び区画の感知器設計について (2/5) (屋内)

No.	火災区域(区画)名称	区分	区域区画番号	エリア	環境条件	感知器等設計
23	火災区画			—	—	消防法施行規則通り設置
24	火災区画			—	—	消防法施行規則通り設置
25	火災区画			—	—	消防法施行規則通り設置
26	火災区画 発樹脂タンクエリア			—	—	感知器を設置しない設計
27	火災区画			—	—	消防法施行規則通り設置
28	火災区画			—	—	消防法施行規則通り設置
29	火災区画			—	—	消防法施行規則通り設置
30	火災区画			—	—	消防法施行規則通り設置
31	火災区画			—	—	消防法施行規則通り設置
32	各脱塩塔室	水		—	—	設計基準②を満足する設計
33	火災区画			—	—	消防法施行規則通り設置
34	火災区画 新燃料貯蔵工場	イ、ロ		—	—	設計基準②を満足する設計
35	火災区画			—	—	消防法施行規則通り設置
36	火災区画			—	—	消防法施行規則通り設置
37	火災区画			—	—	消防法施行規則通り設置
38	火災区画			—	—	消防法施行規則通り設置
39	火災区画			—	—	消防法施行規則通り設置
40	火災区画			—	—	消防法施行規則通り設置
41	火災区画			—	—	消防法施行規則通り設置
42	火災区画			—	—	消防法施行規則通り設置
43	火災区画			—	—	消防法施行規則通り設置

柱囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。

高浜 2 号機 各火災区域及び区域の感知器設計について (3/5) (屋内)

No.	火災区域(区画)名称	区分	区域区画番号	エリア	環境条件	感知器等設計
44	火災区画			—	—	消防法施行規則通り設置
45	火災区画			—	—	消防法施行規則通り設置
46	火災区画			—	—	消防法施行規則通り設置
47	火災区画			—	—	消防法施行規則通り設置
48	火災区画			—	—	消防法施行規則通り設置
49	火災区画			—	—	消防法施行規則通り設置
50	火災区画			—	—	消防法施行規則通り設置
51	火災区画			—	—	消防法施行規則通り設置
52	火災区画			—	—	消防法施行規則通り設置
53	火災区画			—	—	消防法施行規則通り設置
54	火災区画			—	—	消防法施行規則通り設置
55	火災区画			—	—	消防法施行規則通り設置
56	火災区画			—	—	消防法施行規則通り設置
57	火災区画			—	—	消防法施行規則通り設置
58	火災区画			—	—	消防法施行規則通り設置
59	火災区画			—	—	消防法施行規則通り設置
60	火災区画 アニラスエリア			イ	設計基準②を満足する設計	
61	原子炉格納容器ルーフ室 加圧器室 原子炉格納容器内 オペレーティングブロア イノコモニタチエ室			二 イ イ 二、ホ	設計基準②を満足する設計 設計基準②を満足する設計 設計基準②を満足する設計 設計基準②を満足する設計	
	上記以外			—		消防法施行規則通り設置

枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。

高浜 2 号機 各火災区域及び区画の感知器設計について (4/5) (屋内)

No.	火災区域(区画)名称	区分	区域区画番号	エリア	環境条件	感知器等設計
62	[REDACTED]	火災区域	[REDACTED]	—	—	消防法施行規則通り設置
63	[REDACTED]	火災区域	[REDACTED]	立坑工ア 上記以外	イ —	設計基準②を満足する設計 消防法施行規則通り設置

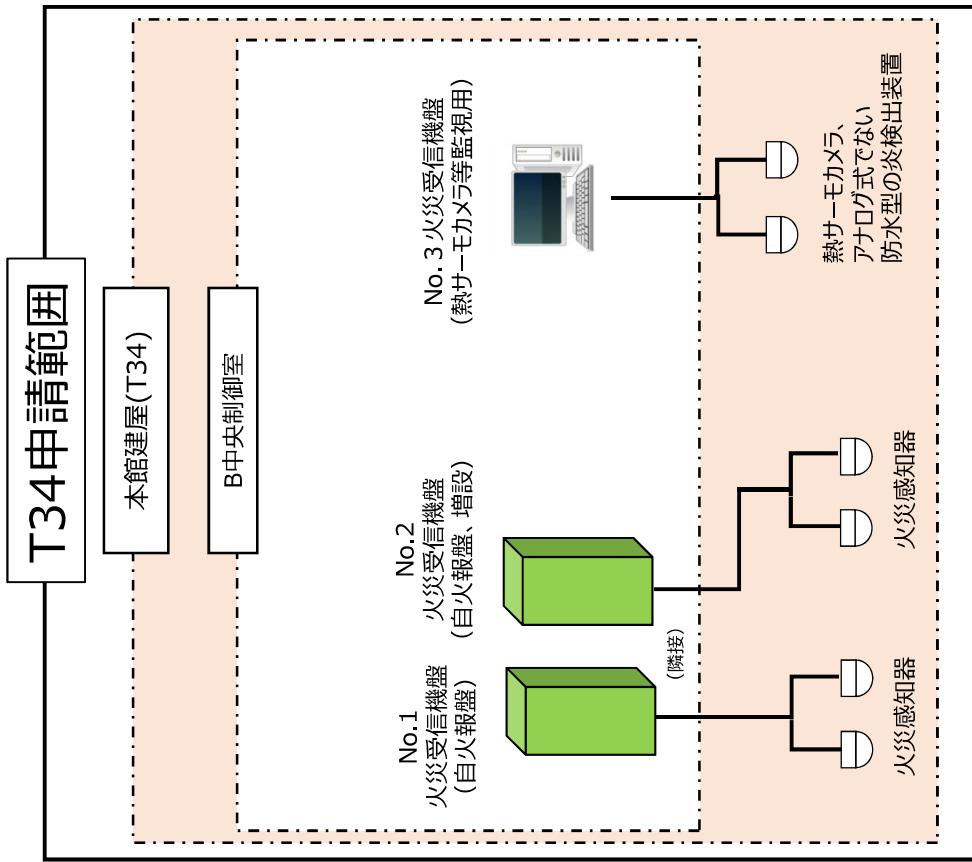
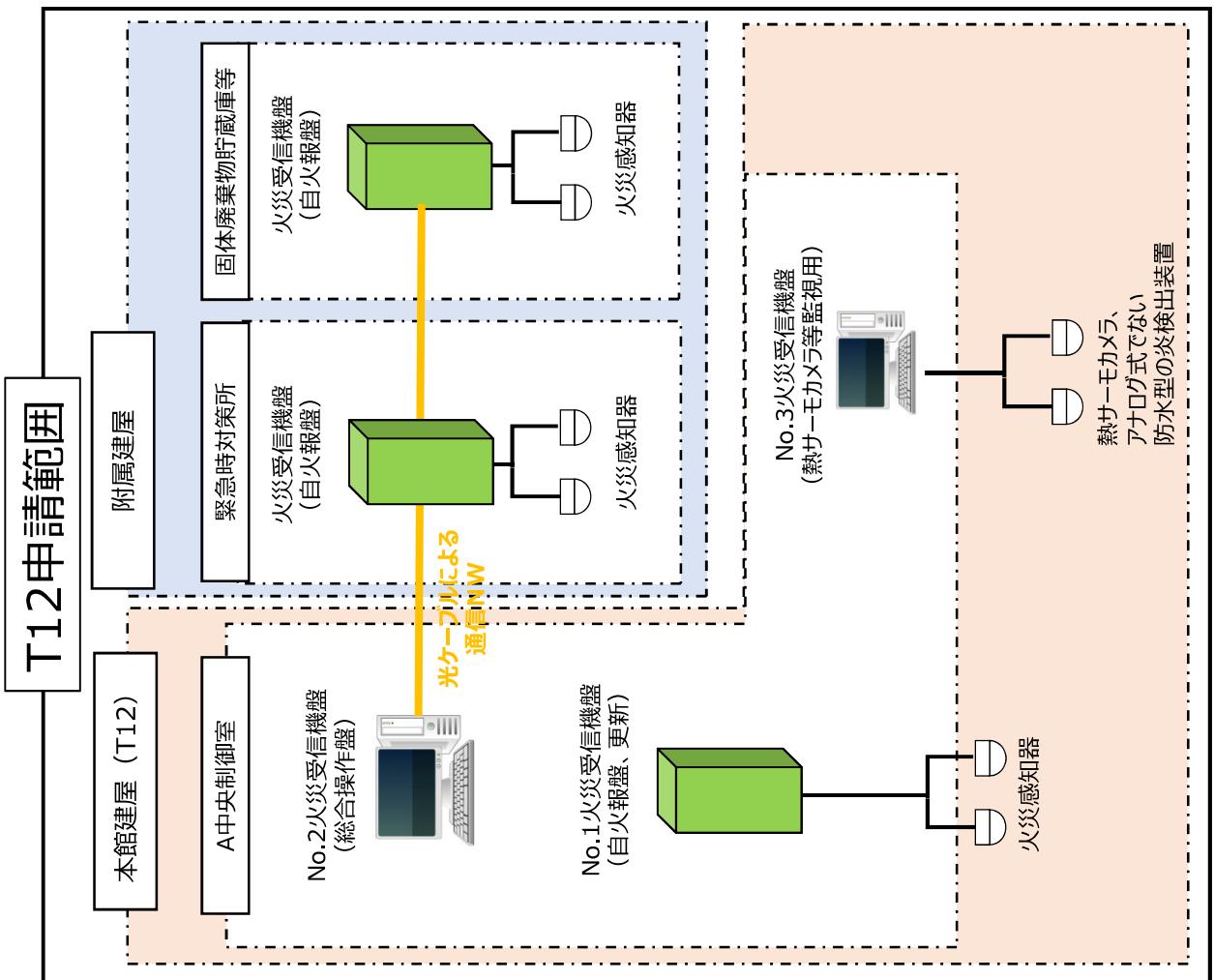
枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。

高浜 2 号機 各火災区域及び区画の感知器設計について (5/5) (屋外)

No.	火災区域(区画)名称	区分	区域区画番号	エリア	環境条件	感知器等設計
64	火災区域			—	—	火災防護上重要な機器等、重大事故等対処施設及び発火源どなり得る設備を全体的に監視できるよう感知器等を設置
65	火災区域			—	—	火災防護上重要な機器等、重大事故等対処施設及び発火源どなり得る設備を全体的に監視できるよう感知器等を設置
66	火災区域			—	—	感知器等を油火災の早期感知に有効な取付場所に設置
67	火災区域			—	—	火災防護上重要な機器等、重大事故等対処施設及び発火源どなり得る設備を全体的に監視できるよう感知器等を設置

環境条件	
イ	取付面の高さが消防法施行規則第23条第4項で規定される高さ以上の場所
ロ	障害物等により有効に火災の発生を感知できない場所
ハ	水蒸気が多量に滞留する場所
ニ	感知器等を設置できる取付面がなく、有効に火災の発生を感知できない場所
ホ	放射線作業の計画段階において、感知器等の設置又は保守点検時ににおける作業員の個人線量及び集団線量が、法令で定める線量限度を超過する又は発電所の 1 年間の集団線量を超過するおそれのある場所

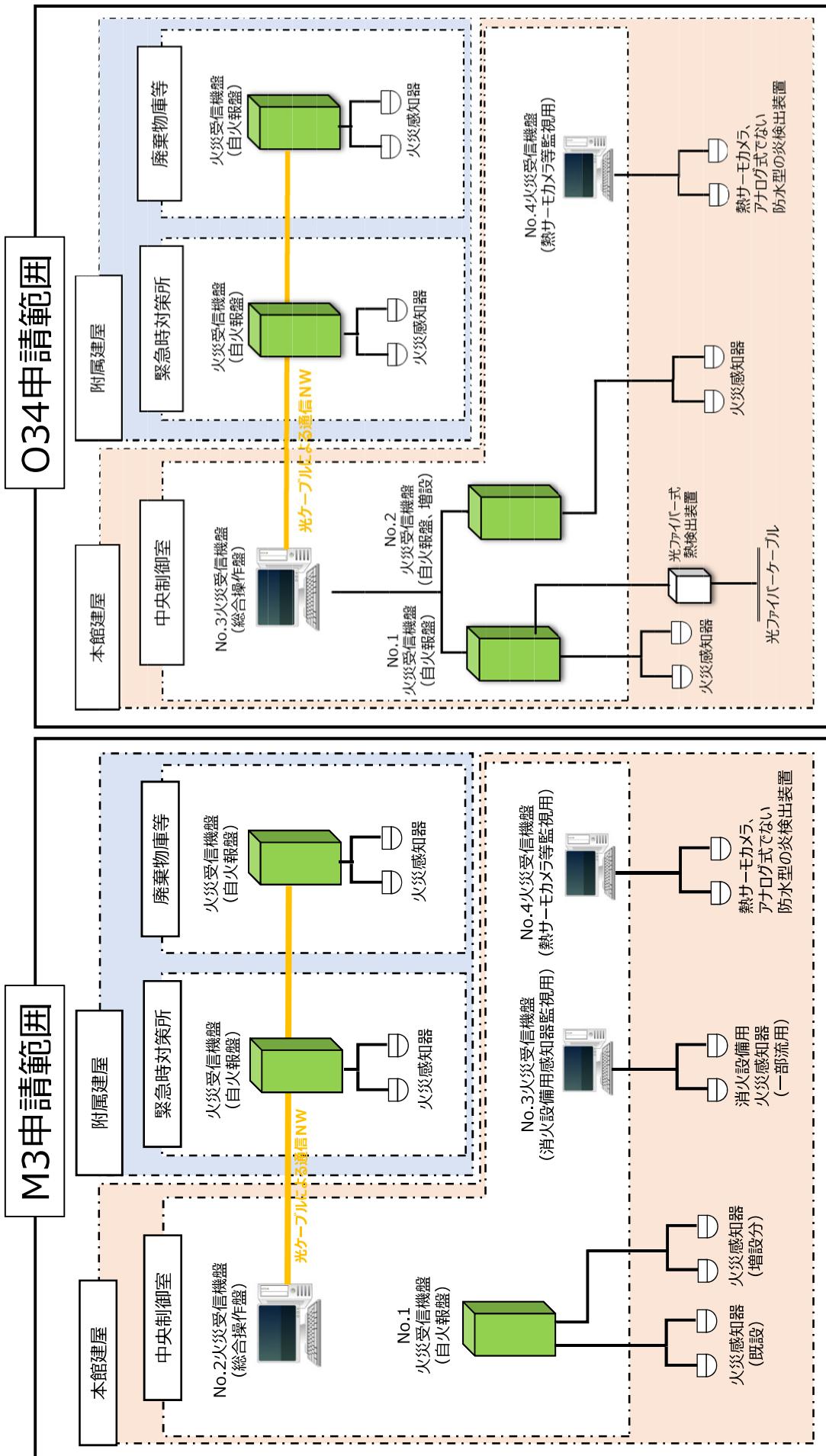
火災感知設備全體構成(1/2)



足補

附屬建屋の火災感知器は、消火責任を持つている
A 中央制御室で監視できる設計としている。
なお、B 中央制御室では、付属建屋情報が移報され、
警報発信されることから、火災発生の有無が把握できる
設計となっている。

火災感知設備全體構成(2/2)



【O34と後続プラント（M3、T12、T34）の差異】

- 〇34では受信機盤のアドレス数増加に対応するため自火報盤を増設した。後続プラントでは増設及び更新等により対応する。
 - 後続プラントはそれぞれの火災受信機盤を隣接して配置しているため、総合操作盤へ情報集約実施していない。
 - M3は消防設備用感知器の一部を流用する設計としている。(M3 補足4-2にて説明)
 - 後続プラントでは、光ファイバー式熱検出装置を選定するが、選択はしない。